

九月廿八日全額より支払せし  
 大能村の一部に於ては全額に於ては毎月支払せし  
 土居村等村に於ては全額に於ては毎月支払せし  
 土居村等村に於ては全額に於ては毎月支払せし  
 土居村等村に於ては全額に於ては毎月支払せし  
 土居村等村に於ては全額に於ては毎月支払せし

(以上)

九八一日

5.9.12  
 1668

勞務第三一〇三號

昭和五年九月十一日

警視總監 丸山 鶴吉

内務大臣 安達謙藏 殿

社會局長 官殿

大阪神奈川各府縣知事 殿

丸安製靴工場ノ勞働爭議ニ関スル件 (發生)

要旨 九月八日賃金値上ノ要求ヲ為シ即日拒絶セラル、又直々罷業ス  
 標記工場ニ勞働爭議發生シタルノ状況左記ノ通

記

一 發生ノ場所